

## 鯖江市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

(さばえ元気で長寿ささえあいプラン)を策定しました。

～「みんなで 支え合う 生涯青春のまち さばえ」を目指して～

長寿福祉課 TEL 53-2218

## 【 計画の概要 】

この計画は「みんなで 支え合う 生涯青春のまち さばえ」を基本理念として掲げ、市民の誰もが生涯にわたり、健やかで生き生きと活動し、高齢者が様々な場面で活躍し、長寿による豊かさを実感できる「生涯現役で生涯青春のまち」を目指すものであり、計画期間は、平成30年度から32年度までの3か年です。

## 【 基本目標 】

## 1 生涯現役で生涯青春のまちづくり

- ①多様な生きがい活動への支援
- ②社会参加への活動支援および就労支援

## 2 いつまでも健康で暮らせるまちづくり

- ①健康づくりの推進
- ②総合事業による介護予防事業の充実

## 3 安心・安全で住み慣れた地域で暮らせるまちづくり

- ①地域包括ケアシステムの深化・推進
- ②医療・介護連携体制の推進
- ③介護保険サービスの充実
- ④安心・安全な生活環境の整備と多様な住まいの確保

## 4 みんなで支え合い助け合うまちづくり

- ①住民主体による生活支援体制の整備
- ②認知症高齢者対策の推進
- ③家族介護者支援の充実
- ④地域見守り体制の充実と高齢者の権利擁護
- ⑤地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

## 【 計画の重点施策 】

## 重点施策1 積極的な介護予防の推進

高齢者自身が介護予防の具体的な方法を学び、積極的に介護予防を普及啓発する担い手になるよう支援する取組みを続け、さらに、地域での支え合いの仕組みをより一層拡充することで、高齢者の活躍の場を広げていきます。

## 重点施策2 認知症予防と認知症にやさしい地域づくり

認知症地域支援推進員を配置し、「認知症の人が自分らしく生きられる地域づくり」、「軽度認知障害（MCI）・認知症予防および早期発見・早期対応」、「認知症の人とその家族に対する支援」の認知症対策3本柱を推進します。

### 重点施策3 住民主体の支え合い体制づくり

高齢者の社会参加を推進し、地域の助け合いを広げるため、地域の社会資源の支援を継続するとともに、高齢者だけでなく幅広い世代の市民がボランティア活動に参加するためのきっかけづくりなど、地域のつながりを深めていくような取組みをより一層充実させていきます。

#### 【 1号被保険者保険料について 】

第7期介護保険料については、要介護者の自然増や介護報酬改定等に伴い給付費の増加が見込まれますが、市の介護保険基金を充当し保険料の抑制を図ることで、現行の保険料基準月額5,650円を据え置きとします。また、保険料区分については、引き続き所得段階を12段階に細分化し、低所得者層への負担の軽減を図ります。

所得段階	対象者	調整率	保険料 (月額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護を受けている人</li> <li>●世帯員全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人</li> <li>●世帯員全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人</li> </ul>	※注 0.35	※注 23,760円
第2段階	●世帯員全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下で、第1段階に該当しない人	0.6	40,680円
第3段階	●世帯員全員が住民税非課税で第2段階に該当しない人	0.7	47,520円
第4段階	●世帯員の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.85	57,600円
第5段階	●世帯員の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で第4段階に該当しない人	1.0	67,800円
第6段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の人	1.2	81,360円
第7段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	1.3	88,200円
第8段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.5	101,760円
第9段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.7	115,320円
第10段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	1.8	122,040円
第11段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上750万円未満の人	1.9	128,880円
第12段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が750万円以上の人	2.0	135,600円

※注：第1段階においては、低所得者の軽減強化策にかかる公費負担を含む調整率で保険料を算出しています。